

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 6 月 5 日（火）第2809号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

○一般競争入札公告 (危機管理防災課取扱い) 1

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，建設工事について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年 6 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 工事名

鹿児島県防災行政無線再整備工事

(2) 工事場所

鹿児島市鴨池新町10番1号 外74箇所

(3) 工事概要

多重無線及び衛星通信等を活用して防災行政無線システムを構築する工事

(4) 工期

着工の日から平成26年 3 月20日まで

(5) 使用する主要な資機材

多重無線設備，衛星通信設備，デジタル映像受信システム及び衛星携帯電話拡張システム

(6) 予定価格に105分の100を乗じて得た価格

落札者の決定後に公表する。

2 入札に参加するものに必要な資格

(1) 鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成6年鹿児島県告示第1442号）第2条第2号に規定する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であって，その構成員が次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により，電気通信工事業について特定建設業の許可を有する者であること。

イ 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け，又は競争入札の参加者の資格に関する公告（平成24年5月11日鹿児島県公報第2802号掲載）により示した建設工事に係る知事の入札参加資格審査を受け，入札参加資格を有すると認められた者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に，鹿児島県建設工事等有資格業者の指

名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）第3条、第4条又は第5条の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者でないこと。

オ 次の(ア)から(ケ)までのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- (エ) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- (オ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- (ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- (ケ) (ア)から(ク)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を専任で配置できる者であること。

- (ア) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書等の提出の日において連続3箇月以上直接的な雇用関係にある者に限る。）にあること。
- (イ) 監理技術者資格者証（電気通信）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により過去5箇年以内に監理技術者講習を受講したことが認められること。
- (ウ) 平成14年度以降に、電気通信工事の監理技術者又は主任技術者としての管理実績を有すること。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更正計画が認可された者を除く。

(2) 特定JVの結成に当たって、次に掲げる資格要件を全て満たしていること。

ア 構成員の数は、3社であること。

イ 特定JVの代表者（以下「代表者」という。）は、特定JVの構成員のうち出資比率が最も高い者（出資比率が同一の場合は、施工能力が高い者）であること。

ウ 特定JVの構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。

エ 特定JVの構成員は、本工事について他の特定JVの構成員でないこと。

オ 特定JVの構成員間で、取締役が兼任されているなど、実質的に経営が同一でないこと。

(3) 代表者は、次に掲げる資格要件を全て満たしていること。

ア 審査基準日を平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に設定した経営事項審査（審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）で電気通信工事の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,300点以上の者であること。

イ 平成14年度以降に、単独の元請又は代表者として、1件当たり1億円以上の多重無線設備に係る電気通信工事を施工した実績を有する者で、平成14年度以降に多重無線設備

に係る電気通信工事の監理技術者又は主任技術者としての管理実績を有する技術者を本工事に専任で配置できるものであること。

- (4) 代表者以外の構成員2社は、次に掲げるアの条件を満たす1社とイの条件を満たす1社との組合せであること。

ア 平成14年度以降に、単独の元請又は代表者として1件当たり1億円以上の多重無線設備に係る電気通信工事を施工した実績を有する者で、総合評定値が1,000点以上のものであること。

イ 平成14年度以降に、電気通信工事を施工した実績を有する者で、総合評定値が700点以上のものであること。

3 入札に参加する資格の確認

入札に参加しようとするものは、2の資格を有することの確認を受けるため、申請書等を次の提出時期、提出方法及び提出場所により提出しなければならない。

契約担当者は、入札に参加する資格の確認をしたときは、その旨特定JVに入札参加資格確認通知書により通知する。

(1) 提出時期

平成24年6月6日（水）から同月19日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

イの提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

イ 提出場所

鹿児島県危機管理局危機管理防災課情報総務係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

4 設計書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成24年6月5日（火）から同年7月23日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 閲覧場所及び閲覧方法

鹿児島県危機管理局危機管理防災課情報総務係（所在地は、3の(2)のイに同じ。）において、設計書等を閲覧し、又は光ディスク（CD-R）に記録された設計書等を一般競争入札に参加しようとするものの持参したパソコン等の映像面に表示する方法により閲覧するものとする。

5 入札の方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札の日時及び場所

(ア) 日時 平成24年7月24日（火）午前9時30分

(イ) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎15階）建築課入札室

イ 入札書の提出方法

アの(ア)の日時にアの(イ)の場所に持参すること。

なお、郵便又は信書便の送付により提出する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とし、平成24年7月23日（月）午後5時15分までに3の(2)のイの場所に必着のこと。

ウ 開札の日時及び場所

アに同じ。

- (2) 入札参加資格確認通知書の写しの提出
入札書を提出する際に併せて3の入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (3) 工事費内訳書の提出
入札書に記載された金額の決定の根拠とした工事費内訳書を、入札書を提出する際に併せて提出すること。
- (4) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所、交付期間及び交付の請求方法
 - (ア) 交付場所
3の(2)のイに同じ。
 - (イ) 交付期間
平成24年6月6日（水）から同月19日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - (ウ) 交付の請求方法
入札説明書の交付の請求は、直接又は郵便若しくは信書便の送付によることとし、電話及びファックスによる請求は認めない。
なお、郵便又は信書便の送付で交付の請求をする場合は、810円分の切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒を必ず同封し、(ア)の交付場所に対し、平成24年6月12日（火）までに必着するよう請求すること。
- 6 現場説明会
実施しない。
- 7 契約条項を示す期間及び場所
4の(1)及び(2)に同じ。
- 8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 10 入札の無効
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加するものに必要な資格のないものとした入札
 - (2) 工事費内訳書を提出しないもの又は工事費内訳書が未提出であると認められるものとした入札
 - (3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてしたものの入札
 - (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (6) 入札書の記載事項（入札年月日及び住所を除く。）が判明できない入札書、入札書の記載事項（入札金額を除く。）の訂正に押印のない入札書若しくは入札者の押印のない入札書による入札
 - (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入

札

- (8) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められるものとした入札
- 11 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、最低の価格をもって申込みをしたもの以外のものを落札者とすることがある。
- 12 最低制限価格
設定しない。
- 13 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 14 仮契約の締結
本工事の契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
 - (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
 - (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 15 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県危機管理局危機管理防災課情報総務係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2265
- 16 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 17 SUMMARY
 - (1) SUBJECT MATTER OF THE CONTRACT:
Re-outfitting of the kagoshima Prefectural disaster administration telecommunication system
 - (2) TIME LIMIT FOR THE SUBMISSION OF THE APPLICATION FORMS AND RELEVANT DOCUMENTS FOR THE QUALIFICATION:
5:15 p.m. 19 July 2012
 - (3) TIME LIMIT FOR THE SUBMISSION OF TENDERS PRESENTED IN PERSON:
9:30 a.m. 24 July 2012 or received by mail 5:15 p.m. 23 July 2012
 - (4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Crisis Management Department Crisis Management and Disaster Prevention Division
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2265